

人 材 紹 介 基 本 契 約 書

株式会社東洋クオリティワン（以下「甲」という）と、株式会社シンコー（以下「乙」という）は、甲の依頼に基づき乙が行う人材の紹介に関して、次の通り契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲に対し、甲の依頼または求人票に基づき人材を紹介する。（以下「本件業務」という。）

（人材紹介内容）

第2条 1. 甲は乙に対し、求人依頼にあたって職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件、業務内容、予定給与、募集する人材のスペック等、必要な情報を提供し、乙はこれに基づき紹介を行う。
2. 乙は甲の依頼に基づき、適切と判断した候補者を甲に紹介する。
3. 乙は甲に必要なアドバイスを行い、採用選考の支援を行う。

（紹介手数料の発生）

第3条 人材紹介手数料（以下、紹介手数料）は、乙の人材紹介を通じて、甲が人材の採用を決定し、かつ採用決定者が入社意思を書面にて提示した段階で発生する成功報酬式とする。採用決定者が入社意思を示したにも拘らず、甲への入社に至らなかった場合は、紹介料は発生しないものとする。また、乙は甲に対してこれに伴う損害賠償金など一切の保証を行わないものとする。

（紹介手数料）

第4条 紹介手数料は別紙「紹介手数料料金表」の通りとする。

（紹介手数料の支払い）

第5条 甲は採用決定者の入社日の翌月末までに、乙に第4条に基づく紹介手数料を乙の指定する銀行口座への振込みにより支払うものとする。なお、乙から甲への請求額には消費税を加算し、銀行振込み手数料は甲の負担とする。

（オーナーシップ）

第6条 乙が選考・選抜した候補者または甲（派遣先）で就業中の派遣労働者を、甲が乙の合意なく直接接し、採用を決定して入社せしめた場合も本契約に該当するものとする。

（紹介手数料の返還）

第7条 採用決定者が甲に入社後、自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職し、または解雇された場合、乙は甲に次の通り紹介手数料を採用決定者の退職日より25日以内に返還するものとする。

- ・ 入社後 1カ月未満の退社 : 紹介手数料の85%
- ・ 入社後 3カ月未満の退社 : 紹介手数料の50%
- ・ 入社後 6カ月未満の退社 : 紹介手数料の25%

但し、甲の都合による解雇または甲の採用決定者に対する待遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なる等、甲に起因する退社の場合はこの限りではない。

2 甲が第4条に規定する紹介手数料を支払う前に採用者が退職した場合、甲は本条の返還に該当する金額を減額して乙に紹介手数料を支払うものとする。

3 紹介予定派遣、または甲（派遣先）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、紹介手数料の返還は適用しないものとする。

（守秘義務）

第8条 乙は本件に関して知り得た甲の企業情報について守秘義務を負う。乙は企業情報を機密として厳重に管理し、当該情報を第三者に開示、漏洩または使用してはならない。

甲は乙から知り得た、または紹介した候補者（採用に至らなかった者を含む）に関する個人情報を厳重に管理し、当該情報を第三者に開示または漏洩してはならず、甲の採用目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は本契約が終了した後も有効とする。

(契約有効期間)

第9条 本契約の有効期間は、本契約の締結の日から1年間とする。但し期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による契約解除の通知がない限り、本契約は同一条件により1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第10条 本契約に定めのない事項及びその解釈に疑義を生じたときは、甲及び乙は、信義誠実の原則に従い、協議の上解決、決定するものとする。

(管轄裁判所)

第11条 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 所在地 :

社 名 :

代表者 :

(乙) 所在地 : 埼玉県東松山市神明町二丁目1番8号 プラザ神明町2階

社 名 : 株式会社シンコー

代表者 : 代表取締役社長 佐伯 眞理

職業紹介事業許可 : 11-ユ-300612